

人権擁護委員さんに インタビュー

伊奈町人権擁護委員

さいとう かずろう
齋藤 和郎 さん



—どのような活動をしていますか。

法務局と連携して、地域の方々の人権相談に応じたり、人権侵害被害者の救済にあたっています。また、人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。

町では、現在5名の委員が活動しています。

—最近では、どのような相談がありますか。

会社などでの人間関係によるハラスメント（嫌がらせ・いじめ）の相談があります。例えば、上司の叱咤激励の言葉がパワーハラ（パワー・ハラスメント）だと感じている、会社で相談できる部署がないので我慢することしかできない、といった相談です。

また、男性から女性へのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）被害についての相談も全国的に多いです。最近では、女性から男性へのセクハラによる被害相談も増えつつあります。

—相談と並行して、被害を受けている方がすることはありますか？

ハラスメントは、「このラインを超えるとハラスメント」といった明確な基準がありませんが、受け手が精神的・肉体的苦痛を感じているものは、ハラスメントに該当すると考えています。ただし、個人的に訴えても相手にしてもらえないことがありますので、被害を受けた日時、場所、内容、相手は誰で周り

に誰がいたかなど、事実を「証拠」としてしっかりと記録に残しておくことが大切です。

—被害を受けている方や悩んでいる方へメッセージをお願いします。

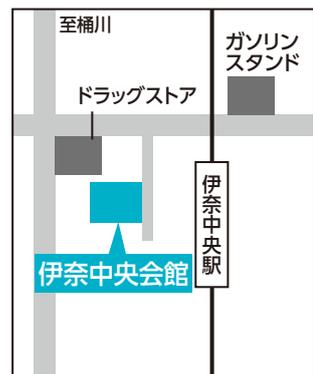
とにかく一人で抱え込むことはしないで、まずは自治体や法務局の人権相談、職場の相談窓口、信頼できる方が身近にいたらその方に相談してください。

人権相談は、すべてを必ず解決できるものではありませんが、相談される方に寄り添い、一緒になって考えることを大切にしています。人権に関して悩みがあったり、「これは人権侵害かな？」と思ったときは、お気軽にご相談ください。

人権相談

人権擁護委員が、生活上のトラブルなど、さまざまな悩みの相談に応じます。

☎ 17日(水)
10時～15時
場 伊奈中央会館
問 人権推進課
☎ 2241





消費生活相談員さんに インタビュー

伊奈町消費生活相談員

もりわき やすゆき
森脇 康行 さん

特集
悩みは相談してみよう

ご利用ください
無料相談

—どのような活動をしていますか。

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの相談を受けています。「だまされたかも」「何かおかしい」と少しでも感じた方に対して、消費者と事業者の間に入って、問題解決方法を助言しています。

町では、現在4名の委員が活動しています。

—最近では、どのような相談がありますか。

相談内容は多岐にわたりますが、スマートフォンが普及し、誰でも簡単にインターネットにアクセスできるようになったことで増加した相談が2種類あります。

1つは、ネット通販の定期購入トラブルです。「初回お試し」だけのつもりが、定期購入が条件になっており、クーリング・オフをしたいなどといった相談です。

もう1つは、ネットの副業トラブルです。「誰でも簡単に在宅で月数十万円の収入！」など書いてあるネット広告を見て応募したが、収入にならなかったのが業者から初期費用の返金を求めたところ、連絡がとれなくなったといった相談です。

—被害に遭わないために気を付けることはありますか。

「初回は激安価格」「簡単に収入が得られる」などの「良い条件」は、注意書きやただし書きをよくお読みください。「数か月継続

することが条件です」「ただし、初期費用がかかります」といった内容が明記されている場合があります。細かいところまで説明や注意書き、契約書や規約をよく読み、用心してください。

—悩んでいる方へメッセージをお願いします。

事業者から勧誘を受けても、即決しないことです。一度立ち止まって、良く考えてから契約・購入・申込をしてください。そして、家族と相談してみて、「高くないか?」「今必要なものか?」をぜひお考えください。

消費者トラブルに遭遇してしまったときは、一人で悩まずご相談ください。お困りの際は、**局番なしの☎188 (いやや)**にお電話ください。

消費生活相談

消費生活相談員が、消費者契約トラブル等の相談に応じます。「ご自宅を無料で点検する」といったチラシや、身に覚えのない請求など、消費者の不安をあおる相談が増えています。おかしいと思ったら**局番なし188 (いやや)**までお電話ください。

現在、新型コロナウイルス感染防止のため、基本的に電話での相談を承っております。

来庁を希望される場合は、お問い合わせください。

☎ 毎週月～木曜日10時～12時、13時～15時
(祝日除く)

相談電話番号☎(局番なし)188
☎ 元気まちづくり課☎2234